

土湯アクション20—25

Business Influencer

募集要項

(1) 募集の目的

本事業のタイトルである土湯アクション20—25は、新たなコンテンツの創出・監修を柱とした、2020年から5ヶ年にわたる土湯温泉観光地域づくり戦略の中期計画です。

土湯温泉はインバウンドも含めた観光プロモーション、マーケティング、イベント、おもてなしのクオリティーに革新を与え、土湯温泉オンリーの魅力的なコンテンツを生み出す極めて高い専門性と独自のチャンネルやマーケットを有した方、そして他に影響力を持つ方で多様なフィールドと分野で活躍する方を **Business Influencer** としてペアリングできる方を求めます。

(2) 募集対象者

Business Influencer としての応募申請者は、次に掲げる方を対象といたします。

- ア 民間企業
- イ 個人事業主
- ウ フリーランス
- エ 団体法人（任意団体含む）

(3) 募集要件

ア 採用となった場合の委嘱期間は委嘱時点から1年間とします。インフルエンサーとしての事業成果があったと認められた場合は更新となります。

イ 提案内容は各種ジャンルに及びますが、単に宣伝媒体や情報発信媒体、講演案内、観光コンテンツ等の斡旋提案ではなく、土湯温泉への誘客と地域経済の活性化、まちづくりにつながる WinWin の関係に成り立つものといたします。

ウ 委嘱料いわゆる謝金は、年間100,000円となります。委嘱期間中に複数の提案の実施がなされても金額は変わりありません。

支払い提案事業完了後となります。

なお、土湯温泉への誘客等の際は委嘱者に手数料の収益等が上がる前提ですので、この提案に係る事業費は委嘱者が負担することになります。しかし、提案内容によっては土湯温泉観光協会が一部支援負担する場合があります。

エ 提案内容の実施時期は、土湯温泉観光協会と委嘱者との間で協議調整いたします。

オ 提案内容が最後まで完結しなかったと判断される場合は、委嘱料のお支払はできません。

カ 採用となり提案内容等の打ち合わせの際は、原則直接面談形式となりますが、当面は新型コロナウイルス感染対策を考慮し、電子メールでの協議とします。なお、諸事情により面談協議がなされた場合、それにかかった旅費、宿泊費等は支給いたしません。

キ 応募者の方または自己の団体の役員、構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に間する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団員と交友するなど社会的に非難される関係を有している者（暴力団等）に該当しない方となります。

(4) 応募方法

ア 応募にあたっては、すべて電子申請となります。郵送や電話、来訪による応募は受付できませんのでご了承ください。

イ 電子申請の各項目はすべて記入の上申請ください。

ウ 申請項目に無いものを記入したい場合は、ファイルとして添付ください。

エ 応募にあたっては提案内容を簡潔明瞭に記入ください。記入されていない場合は審査対象外となります。企画書の添付でも可といたします。なお、提案数は原則ひとつに限ります。

(5) 結果報告

申請を受領してから約2週間後に採否結果をメールで返信いたします。

採用不可の際は、不可となった理由を添えてお知らせいたします。